

設計業務等標準積算基準の改定について

～令和 8 年 1 0 月 1 日改定～

福島県土木部技術管理課

主な改定内容

■ 測量業務

改定項目	対象	変更概要	県基準書対応頁	県仕様書への反映
① 用地測量	土地登記に係る現況写真撮影	削除	—	土木関係委託積算基準への移行に伴い削除
② 空中写真測量	空輸時間・撮影運航時間	算定式の変更	1-2-52 ～62	国交省改定の記載内容を反映
③ 航空レーザ測量	空輸時間・計測運行時間	算定式の変更	1-2-74 ～78	国交省改定の記載内容を反映
④ 三次元点群測量	UAV写真・地上・UAVレーザ測量	積算体系の見直し	1-2-84 ～86	国交省改定の記載内容を反映
⑤ 機械経費率等	各測量作業	数値の更新	1-2-87 ～91	国交省改定の記載内容を反映

※その他、国交省改定内容において、細かい文言の見直しが存在するため、対応する県仕様書ページへ反映

- ・長年見直しのなかった県独自基準を削除し、実態調査に基づき更新を行う土木関係委託積算基準へ移行
- ・作業規程の準則の改定に伴い、積算体系及び運航時間算定方法の見直しを実施。

主な改定内容

■ 地質調査業務

改定項目	対象	変更概要	県基準書対応頁	県仕様書への反映
① 地すべり調査歩掛	地下水位測定	歩掛の見直し	2-2-36	国交省改定の記載内容を反映
同上	パイプ式歪計による調査	歩掛の見直し	2-2-39	国交省改定の記載内容を反映
同上	挿入式孔内傾斜計	歩掛の見直し	2-2-40	国交省改定の記載内容を反映

※その他、国交省改定内容において、細かい文言の見直しが存在するため、対応する県仕様書ページへ反映

■ 土木設計業務

改定項目	対象	変更概要	県基準書対応頁	県仕様書への反映
① 道路予備設計	道路予備設計 A	歩掛の見直し	2-2-39	国交省改定の記載内容を反映
同上	道路予備設計 B	歩掛の見直し	2-2-40	国交省改定の記載内容を反映
②河川構造物設計	護岸予備設計	削除	—	使用実態が無い県独自基準の削除

※その他、国交省改定内容において、細かい文言の見直しが存在するため、対応する県仕様書ページへ反映

- ・国交省の歩掛実態調査による歩掛の見直しを実施
- ・使用実態を調査し、近年の使用がほぼ無い県独自基準の削除

主な改定内容

■ 調査・計画業務

改定項目	対象	変更概要	県基準書対応頁	県仕様書への反映
① 橋梁定期点検業務	業務内容等	歩掛体系等全面改訂	2-2-36	国交省改定の記載内容を反映 <u>なお、福島県は土木関係委託積算基準の「橋梁点検業務」で対応</u>
② 道路トンネル定期点検業務	新設	歩掛の新設	2-2-39	国交省改定の記載内容を反映

※その他、国交省改定内容において、細かい文言の見直しが存在するため、対応する県仕様書ページへ反映

・国交省の歩掛実態調査による歩掛の新設・見直しを実施

■ その他（土木関係委託積算基準の改定）

改定基準	有効期限	変更概要
① 土石流基礎調査	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
② 急傾斜地基礎調査	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
③ 地すべり基礎調査	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
④ 橋梁耐震補強詳細設計	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
⑤ 橋梁点検	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
⑥ 電線共同溝台帳整備	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
⑦ モルタル吹付法面点検	R8.9.30	歩掛改定(時点更新)
⑧ 土地登記に係る現況写真撮影	新設	新たに基準化
⑨ 落石防護網設計	R8.9.30	使用実態が極めて少ないため、今後は個別見積対応

測量 ①用地測量

■ 土地登記に係る現況写真撮影業務の削除

旧P1-2-49より抜粋

7-1-8 土地登記に係る現況写真撮影

(1) 標準歩掛等

本歩掛は、土地登記の際に添付する現況写真を撮影する場合に適用する。

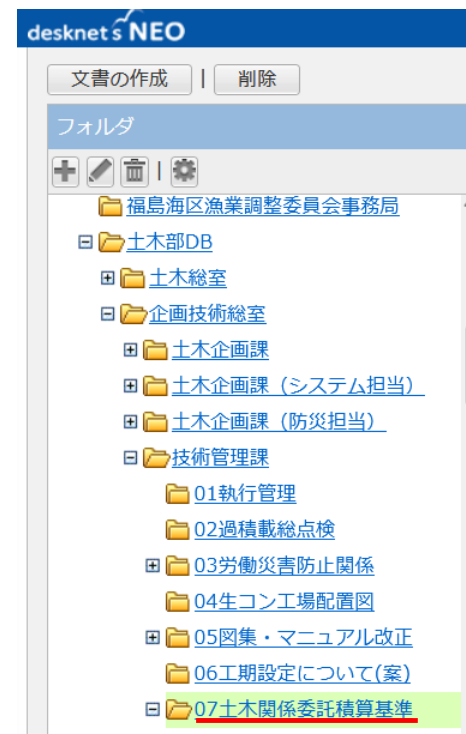
なお、現況写真は土地登記時点のものが必要となることから、登記時期や作業量を勘案し、必要に応じて計上すること。

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内 編 成					延 人 日 数					計
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
土地登記に係る 現況写真撮影 100 m 当り			0.5	0.5		内			1	1				0.5	0.5	1.0
コード番号 S A 5 2 5			1.0	1.0		外			1	1				1.0	1.0	2.0
			1.5	1.5		計								1.5	1.5	3.0

(注) 1. 延長は、道路、河川等の計画延長（中心線延長）とする。

2. 必要に応じ、積算上の基地から現地までの往復交通費（ライトバン運転）（T I 8 5 0）を計上する。

3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。



長年見直しの無かった県独自基準を削除し、実態調査に基づき更新を行う
土木関係委託積算基準へ移行

測量 ②空中写真測量

■ 空輸時間・計測運行時間の算定式の変更

新

8-1-2 運航

1. 運航時間

(1) 空輸時間

航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2参照*1）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。

$$\text{空輸時間} = \frac{[\text{前進飛行場迄の往復 直線距離 (km)}] * 1}{\text{空輸運航速度} * 2} + [\text{離着陸時間 (h)} * 3] \times \text{着陸回数} \dots \textcircled{1}$$

*1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【設計業務等標準積算基準書（参考資料）5-3 撮影の計画図2-5-13】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10 km単位）する。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。

*2. 250km/h とする。

*3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。

(2) 撮影運航時間

A. 撮影飛行場・撮影地間往復時間

撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、撮影飛行場・撮影地間往復直線距離（a km）*1を、機種別係数*2（C）と撮影高度*3（Hkm）の積と比較し遠距離又は近距離の判定を行う。

（判定式②-1 削除）

a (km) ≤ C・H (km) を近距離、a (km) > C・H (km) を遠距離とする。

*1. 撮影飛行場・撮影地間往復直線距離は小数点以下四捨五入（1km単位）する。

*2. C=35 とする。

*3. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。

次に、近距離、遠距離の判定に基づき②-1式又は②-2式により撮影飛行場・撮影地間往復時間を算定する。

・近距離の場合

$$(1,000\text{m 当たりの上昇・下降時間} * 1 (\text{h}) \times \text{撮影高度 (km)} + \text{離着陸時間} * 3 (\text{h})) \dots \textcircled{2}-1 \\ \times \text{撮影回数} * 4 \dots \textcircled{2}-1$$

E. コース進入時間

$$\text{コース進入時間 (h)} = (1 \text{ コース当たり } 0.10\text{h}) \times (\text{コース数}) \dots \textcircled{5}$$

旧

P1-2-52~62

8-1-2 運航

1. 運航時間

(1) 空輸時間

航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2参照*1）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。

$$\text{空輸時間} = \frac{[\text{前進飛行場迄の往復 直線距離 (km)}] * 1}{\text{空輸運航速度} * 2} + [\text{離着陸時間 (h)} * 3] \times \textcircled{2} \dots \textcircled{1}$$

*1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【設計業務等標準積算基準書（参考資料）5-3 撮影の計画図2-5-13】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10 km単位）とする。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。

*2. 250km/h とする。

*3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。

(2) 撮影運航時間

A. 撮影飛行場・撮影地間往復時間

撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1式により近距離又は遠距離の判定を行う。

$$\left(\begin{array}{l} \text{撮影飛行場・撮影地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)} * 1 \end{array} \right) = \text{機種別係数} * 2 (\text{C}) \times \text{撮影高度} * 3 (\text{Hkm}) \dots \textcircled{2}-1$$

a (km) ≤ C・H (km) を近距離、a (km) > C・H (km) を遠距離とする。

*1. 撮影飛行場・撮影地間往復直線距離は小数点以下四捨五入（1km単位）する。

*2. C=35 とする。

*3. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。

次に、近距離、遠距離の判定に基づき②-2式又は②-2'式により撮影飛行場・撮影地間往復時間を算定する。

・近距離の場合

$$(1,000\text{m 当たりの上昇・下降時間} * 1 (\text{h}) \times \text{撮影高度 (km)} + \text{離着陸時間} * 3 (\text{h})) \dots \textcircled{2}-1 \\ \times \text{撮影回数} * 4 \dots \textcircled{2}-2$$

E. コース進入時間

$$\text{コース進入時間 (h)} = (1 \text{ コース当たり } 0.18\text{h}) \times (\text{コース数}) \dots \textcircled{5}$$

空輸時間及び撮影運航時間の算定式を見直し、実態に即した積算となるよう改定

測量 ③航空レーザ測量

■ 空輸時間・計測運行時間の算定式の変更

新

10-1-2 運航

1. 運航時間

(1) 空輸時間

航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場（以下「計測飛行場」という。【8-1 撮影の積算方式 表-2】参照*1）でない場合に、本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。

$$\text{空輸時間} = \frac{[\text{前進飛行場迄の往復直線距離 (km)} * 1]}{\text{空輸運航速度} * 2} + [\text{離着陸時間 (h)} * 3] \times \text{着陸回数} \cdots \text{①}$$

*1. 計測飛行場までの往復直線距離は、【8-1 撮影の積算方式 表-2】を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【設計業務等標準積算基準書（参考資料）5-3 撮影の計画 図 2-5-1 3】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）する。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。

*2. 250km/h とする。

*3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。

(2) 計測運航時間

A. 計測飛行場・計測地間往復時間

計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、計測飛行場・計測地間往復直線距離（a km）*1を、機種別係数*2（C）と計測高度*3（Hkm）の積と比較し遠距離又は近距離の判定を行う。

（判定式②-1式削除）

a (km) ≤ C・H (km) を近距離、a (km) > C・H (km) を遠距離とする。

*1. 計測飛行場・計測地間往復直線距離は小数点以下四捨五入（1km単位）する。

*2. C=35 とする。

*3. 計測高度は、計測基準面（計測地の最高地点と最低地点の平均標高値）に計測地の対地高度（1,500mを標準とする）を加えた値とする。

E. コース進入時間

$$\text{コース進入時間 (h)} = (1 \text{ コース当たり } 0.10\text{h}) \times (\text{コース数}) \cdots \text{⑤}$$

旧

10-1-2 運航

1. 運航時間

(1) 空輸時間

航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場（以下「計測飛行場」という。【8-1 撮影の積算方式 表-2】参照*1）でない場合に、本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。

$$\text{空輸時間} = \frac{[\text{前進飛行場迄の往復直線距離 (km)} * 1]}{\text{空輸運航速度} * 2} + [\text{離着陸時間 (h)} * 3] \times \text{②} \cdots \text{①}$$

*1. 計測飛行場までの往復直線距離は、【8-1 撮影の積算方式 表-2】を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【設計業務等標準積算基準書（参考資料）5-3 撮影の計画 図 2-5-1 3】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）とする。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。

*2. 250km/h とする。

*3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。

(2) 計測運航時間

A. 計測飛行場・計測地間往復時間

計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1式により近距離又は遠距離の判定を行う。

$$\left(\begin{array}{l} \text{計測飛行場・計測地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)} * 1 \end{array} \right) = \text{機種別係数} * 2 (C) \times \text{計測高度} * 3 (H\text{km}) \cdots \text{②-1}$$

a (km) ≤ C・H (km) を近距離、a (km) > C・H (km) を遠距離とする。

*1. 計測飛行場・計測地間往復直線距離は小数点以下四捨五入（1km単位）する。

*2. C=35 とする。

*3. 計測高度は、計測基準面（計測地の最高地点と最低地点の平均標高値）に計測地の対地高度（1,500mを標準とする）を加えた値とする。

E. コース進入時間

$$\text{コース進入時間 (h)} = (1 \text{ コース当たり } 0.18\text{h}) \times (\text{コース数}) \cdots \text{⑤}$$

空輸時間及び撮影運航時間の算定式を見直し、実態に即した積算となるよう改定

測量 ④三次元点群測量

■ 積算体系の見直し（例：UAVレーザ測量）

■ 現行

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	1.3	1.2	0.6		
0, 1km ²	調整点・検証点の設置		4.7	2.5	2.7	
	UAVレーザ測量		3.1	2.0	2.9	
	点群編集		11.8	10.3	10.4	
	三次元点群データファイルの作成		1.8	3.3		
	数値地形図データファイルの作成		3.7	5.9		

■ 改定

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	0.9	0.8	0.5		
0, 1km ²	現地踏査		1.9	1.7		
	計測計画の作成	0.5	1.4	0.6		
	固定局の設置		1.3	0.9		
	調整点の設置		2.7	2.5	3.2	
	計測		3.6	3.4	4.1	
	オリジナルデータの作成		5.3	5.9	4.9	
	その他の成果データの作成		9.4	10.9	7.8	
	成果等の整理		4.6	5.6		

作業規程準則の作業工程に対応した歩掛を新たに制定・現行の歩掛の改定

測量 ⑤機械経費等

■ 数値の更新

新

第 1 2 節 機械経費等

1 2 - 1 機械経費、通信運搬費等、材料費

(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
2-1-1	1級基準点測量 新点5点	14.0%	1.0%	2.5%
2-2-1-1	2級基準点測量 新点10点 伐採有り	10.0%	5.5%	2.0%
2-2-1-2	2級基準点測量 新点10点 伐採なし	11.0%	1.5%	2.0%
2-3-1-1	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	3.5%	1.0%
2-3-1-2	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	3.5%	1.0%
2-3-1-3	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%	1.0%
2-3-1-4	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%	1.0%
2-4-1-1	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	6.5%	2.0%
2-4-1-2	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採なし	3.0%	2.5%	2.0%
2-5-1	基準点設置 新点10点 地上埋設 (普通)	1.5%	2.5%	14.0%
2-5-2	基準点設置 新点10点 地上埋設 (上面舗装)	1.5%	2.5%	15.0%
2-5-3	基準点設置 新点10点 地下埋設	1.5%	2.5%	11.0%
2-5-4	基準点設置 新点10点 屋上埋設	2.0%	1.5%	9.0%
2-5-5	基準点設置 新点10点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%	5.5%
3-1-1	水準測量 1級水準測量観測 (レベル等による)	8.5%	0.5%	0.5%
3-1-2	水準測量 2級水準測量観測 (レベル等による)	5.5%	1.0%	1.0%
3-1-3	水準測量 3級水準測量観測 (レベル等による)	3.0%	0.5%	1.5%
3-1-4	水準測量 4級水準測量観測 (レベル等による)	2.5%	1.0%	3.0%
3-2-1	水準点設置 水準点設置 (永久標識)	2.0%	1.5%	18.0%
3-2-2	水準点設置 水準点設置 (永久標識以外)	1.5%	4.0%	2.5%
4-1-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
4-1-2	路線測量 現地踏査	1.5%	0.0%	6.5%
4-1-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	1.5%

旧

第 1 2 節 機械経費等

1 2 - 1 機械経費、通信運搬費等、材料費

(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合

作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率
2-1-1	1級基準点測量 新点5点	12.0%	1.5%	2.5%
2-2-1-1	2級基準点測量 新点10点 伐採有り	9.0%	5.5%	2.0%
2-2-1-2	2級基準点測量 新点10点 伐採なし	9.5%	1.5%	2.0%
2-3-1-1	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	3.5%	1.0%
2-3-1-2	3級基準点測量 新点20点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	3.5%	1.0%
2-3-1-3	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%	1.0%
2-3-1-4	3級基準点測量 新点20点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%	1.0%
2-4-1-1	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	6.5%	2.0%
2-4-1-2	4級基準点測量 新点35点 永久標識設置なし 伐採なし	2.5%	2.5%	2.0%
2-5-1	基準点設置 新点10点 地上埋設 (普通)	1.5%	2.5%	14.0%
2-5-2	基準点設置 新点10点 地上埋設 (上面舗装)	1.5%	2.5%	14.5%
2-5-3	基準点設置 新点10点 地下埋設	1.5%	2.5%	11.0%
2-5-4	基準点設置 新点10点 屋上埋設	2.0%	1.5%	9.0%
2-5-5	基準点設置 新点10点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%	5.0%
3-1-1	水準測量 1級水準測量観測 (レベル等による)	9.0%	0.5%	1.0%
3-1-2	水準測量 2級水準測量観測 (レベル等による)	5.5%	1.0%	1.0%
3-1-3	水準測量 3級水準測量観測 (レベル等による)	3.0%	0.5%	1.5%
3-1-4	水準測量 4級水準測量観測 (レベル等による)	2.5%	1.0%	3.5%
3-2-1	水準点設置 水準点設置 (永久標識)	2.0%	1.5%	18.0%
3-2-2	水準点設置 水準点設置 (永久標識以外)	1.5%	4.5%	2.5%
4-1-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
4-1-2	路線測量 現地踏査	1.5%	0.0%	6.5%
4-1-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	1.5%

各経費率の見直しに伴う数値の改定

地質調査 ①地すべり調査

■ 歩掛の見直し（例：挿入式孔内傾斜計）

■ 移動変形調査

■ 挿入式孔内傾斜計

● 観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.1
		0.2
地質調査員		0.2
		0.3

● 資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1ヶ月	0.2
	1孔・1回	0.1
主任地質調査員	1孔・1ヶ月	0.5
	1孔・1回	0.4
地質調査員	1孔・1ヶ月	0.5
	1孔・1回	0.5

国交省の歩掛実態調査による歩掛の見直しを実施

土木設計 ①道路予備設計

■ 歩掛の見直し（例：道路予備設計 A）

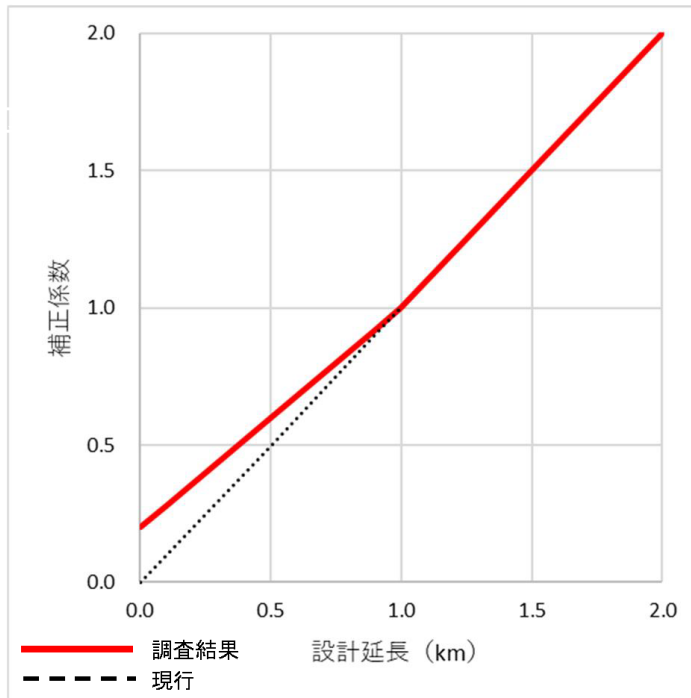
区分 \ 職種	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	1.5		1.0	1.0	1.5	1.0	
	0.8		1.4	1.4	1.0	0.6	
現地踏査			1.0	0.5	0.5		
			1.4	1.2	1.0		
路線選定			1.0	0.5	0.5	1.0	
			2.5	1.8	2.6	1.4	
設計図作成 ※現行を分割				1.8	2.8	3.0	4.1
関係機関との協議資料作成 ※現行を分割				0.9	1.1	0.8	0.9
概算工事費算出				1.0	1.5	1.0	1.5
				1.2	2.0	2.0	1.5
照査		1.0	1.0				
		1.1	1.6				
報告書作成			1.0	0.5	1.0	1.0	
			1.2	1.6	2.0	1.4	

国交省の歩掛実態調査による歩掛の見直しを実施

土木設計 ①道路予備設計

■ 延長補正式の追加

■ 道路予備設計の補正係数（新設）



(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.8 \times L + 0.2$$

K : 直接人件費の補正係数

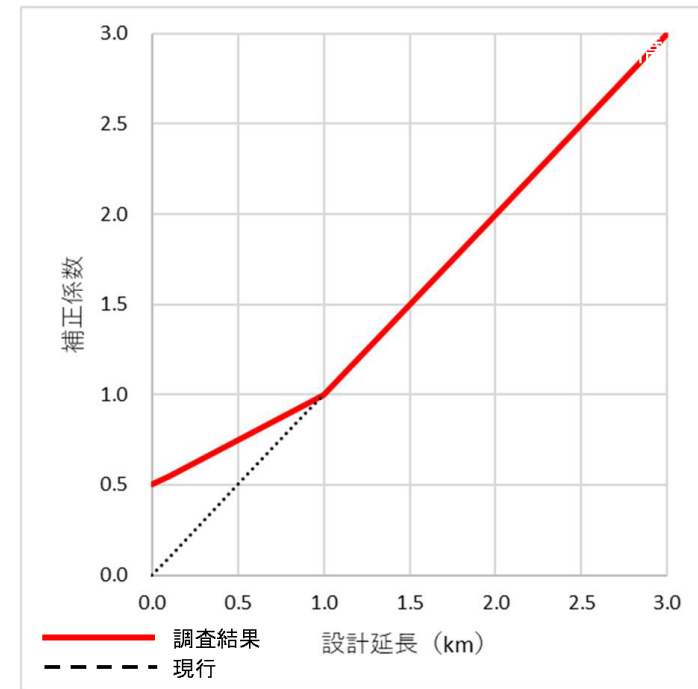
L : 設計延長 (km)

直接人件費 合計

設計延長0.5kmの場合・・・現行：¥1,199,200

➡ 改定：¥1,439,040

【参考】道路詳細設計の補正係数（現行）



(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.5 \times L + 0.5$$

K : 直接人件費の補正係数

L : 設計延長 (km)

設計延長が1km未満の設計において、実態に合わせ補正係数の設定を行う

土木設計 ②河川構造物設計

■ 護岸予備設計の削除

14-3-3 護岸予備設計歩掛

コード番号 SC630

(標準歩掛に補正係数を乗じて1式当たりとする)

工 種	種 別	標 準 歩 掛 (標準業務量 1 km当たり)									
		片 側					両 側				
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C
設 計 調		0.4	0.9	2.0			0.4	1.5	1.7		
現 地 踏 査			1.3	2.0	1.9			1.9	1.7	2.3	
基本事項検討	基 礎 検 討		1.0	1.3	2.0			1.1	1.7	2.7	
	環 境 選 査 検 討		0.3	1.7	1.9			0.9	1.6	2.6	
	法 覆 工 検 討		0.1	0.8	2.0			0.1	1.1	2.1	
	基礎工法検討		0.2	0.8	2.4			0.7	1.1	2.4	
	関連構造物の検討		0.2	0.7	1.5			0.2	0.7	1.5	
	小 計		1.8	5.3	9.8			3.0	6.5	11.3	
基本ケース選定	基本事項要因比較検討		0.4	1.7	1.8			1.0	1.6	2.5	
	基本ケース選定		1.0	1.4	2.5			1.2	1.8	3.6	
	小 計		1.4	3.1	4.3			2.2	3.4	6.1	
図 面 作 成	平 面 図			1.8	3.0	4.0			2.4	4.2	6.8
	縦 断 図			1.1	1.2	2.0			1.2	1.7	3.3
	標準構造図			1.0	1.5	2.5			1.2	2.0	4.0
	標準横断面図			0.9	1.2	2.3			1.0	1.5	3.7
	小規模構造図			0.4	1.5	2.5			1.1	1.4	3.0
	小 計			5.2	8.4	13.3			6.9	10.8	20.8
施工計画案比較検討	施工法検討		0.4	1.6	1.8			0.9	1.4	2.5	
	仮設計画検討		0.2	0.8	2.5			0.7	1.1	2.7	
	全体施工計画比較検討		0.9	1.2	2.3			1.0	1.5	3.0	
	小 計		1.5	3.6	6.6			2.6	4.0	8.2	
概算工事費				1.1	2.1	4.3			1.2	3.3	6.0
総合評価		0.4	1.4	2.0			0.9	1.1	2.4		
考 察			0.5	1.0	1.4			0.6	1.7	1.0	
照 査			1.1	1.1	1.9			1.1	2.3	1.2	
パース作成				1.5	5.6				1.5	6.3	
報告書作成			1.2	1.7	2.3			1.3	2.0	3.2	
合 計		0.8	11.1	24.4	41.1	12.7	13.3	1.3	15.3	28.4	49.8

3-2-139

■課題

- ・長期間改定されておらず、現行の運用実態との乖離が発生
- ・使用実態調査の結果、近年の活用実績は極めて限定的
- ・適用要否は現場条件に左右され、道路事業のように改修事業における必須性は低い

定型化が難しく基準化が困難なため、
 今後は個別見積対応とする

調査・計画業務 ①橋梁定期点検業務

■ 歩掛体系等全面改定

※福島県は基本的に独自基準で対応しているため、あくまで参考

また、本積算基準は国土交通省管理の橋梁定期点検業務に適用するものであり、県管理の橋梁定期点検業務は、特別な場合を除き、「土木関係委託積算基準 橋梁点検業務」によるものとする。

● 計画準備

(1業務当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
橋梁台帳等出力 100橋未満	現行歩掛						1.5	1.5
	改定歩掛						1.2	1.4
業務計画書作成 100橋未満	現行歩掛			1.5	1.5		6.0	5.0
	改定歩掛			1.9	2.4	3.1	6.0	7.6

● 現地踏査

(10橋あたり)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検) 外業	現行歩掛			1.5		1.5	2.0	
	改定歩掛	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
現地踏査(定期点検) 内業	現行歩掛					2.0	1.5	1.5
	改定歩掛					4.9	5.2	5.3
現地踏査 (第三者被害予防措置) 外業	現行歩掛			1.5		1.5	1.0	
	改定歩掛	0.3		1.3	0.7	1.7	1.7	0.8
現地踏査 (第三者被害予防措置) 内業	現行歩掛					1.0	1.5	1.5
	改定歩掛					2.6	2.8	2.8

調査・計画業務 ②道路トンネル定期点検業務

■ 歩掛の新設

● 計画準備

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備	歩掛(新設)			3.9		9.5	8.4	5.9
資料収集整理	歩掛(新設)					7.6	7.3	8.3
現地踏査	歩掛(新設)					6.7	7.8	7.2
関係機関協議	歩掛(新設)			2.1		4.3	3.5	3.5

● 状態の把握 (点検)

表1.1 体制

(1日当り)

項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
状態の把握(点検)	歩掛(新設)				0.6	2.0	2.0	2.4

表1.2 点検日数

(10,000m2当り)

項目		日数		初回	2回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m2)	$0 \leq C \leq 0.1$	日	歩掛(新設)	3.1	2.4
	$0.1 < C \leq 0.2$	日	歩掛(新設)	4.1	3.2
	$0.2 < C \leq 0.3$	日	歩掛(新設)	5.3	4.2
	$0.3 < C \leq 0.4$	日	歩掛(新設)	6.7	5.5
	$0.4 < C$	日	歩掛(新設)	8.7	7.3

計上歩掛(10,000m2当り) = 班編成 × 点検日数

国交省の歩掛実態調査により、新規歩掛として策定

(参考) 国交省新旧对照表